

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 実施方針に関する質問・意見 回答

| No. | タイトル                 | 当該箇所 |   |   |     |   |      |   | 質問  | 回答  |
|-----|----------------------|------|---|---|-----|---|------|---|---|---|
|     |                      | 頁    | 第 | ● | (○) | ○ | カナ   | 英 |   |   |
| 1   | 事業目的                 | 1    | 1 | 1 | (4) |   |      |   | 実施方針(案)質問回答No.1において「各下水処理場から送泥される汚泥量や質に関して、情報共有できる仕組みを構築できる自由度を持つことは可能です。現在の情報共有の仕組みについては、要求水準(案)でお示しする予定です。」とあります。<br>一方で、要求水準書(案)には「各事業者が合意した年次修繕計画に基づき供給する。事業者は、・・・市及び包括業務委託受注者と連携を図ること。」という記載のみになっています。<br>汚泥量や汚泥性状に関する情報共有の仕組み、その自由度や連携について、入札公告に詳細をご提示いただけたとの理解でよろしいでしょうか。<br>例えば、今回計画する施設において万一の突発的なトラブルが発生した際は、送泥量や送泥のタイミングについて包括業務委託受注者と調整が可能であるという理解でよろしいでしょうか。 | 汚泥量や汚泥性状に関する情報共有の仕組みについては、「要求水準書(案)4-3-(3)市及び包括業務委託受注者との連携」(P64)のとおりとします。<br>また、今回計画する施設において万一の突発的なトラブルが発生した際の送泥量や送泥のタイミングの調整については、ご理解のとおりです。 |
| 2   | 市が行う事業の受託者及び事業者等への協力 | 2    | 1 | 1 | (7) | ク |      |   | 具体的な業務内容についてご提示をお願いします。<br>なお、実施方針(案)の質問に対する回答No24において「・・・詳細は、要求水準(案)でお示しする予定です。」とあります。<br>要求水準書(案)にご提示している箇所があれば該当箇所をお示しいただきたくお願いします。  | 「要求水準書(案)4-3-(3)市及び包括業務委託受注者との連携」(P64)をご参照ください。   |
| 3   | 事業範囲                 | 2    | 1 | 1 | 7   | ケ |      |   | 「本事業を履行するために必要な許認可及び届出」とあります。大阪市様から届出が必要なものは大阪市様経由で届出頂くことでよろしいでしょうか。  | 必要となる関係官庁への許認可及び届出については、本市名義で事業者が行うものとします。  |
| 4   | 事業期間終了時の取り扱い         | 3    | 1 | 1 | (8) | イ |      |   | 「引継ぎなどが必要となる場合は、原則として、本事業期間内に行うこととし、事業者は、自らの責任で・・・」とあります。<br>引継ぎ先の企業は本事業期間内に選定され、円滑な引継ぎに必要な期間等は、本事業者側の提案が採用されると考えてよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。<br>なお、引継ぎ期間等は、事業者の提案を基に協議とします。   |
| 5   | 事業期間終了時の取り扱い         | 3    | 1 | 1 | (8) | イ |      |   | 「また、引渡時の施設の状態の詳細については、入札公告時に示す。」とあります。<br>要求水準書(案)でご提示している箇所があれば該当箇所をお示しいただきたくお願いします。<br>または引渡時の施設の状態については事業者の提案であるという認識でよろしいでしょうか。   | 要求水準書(案)ではお示ししていません。引渡し時の施設の状態については、ご理解のとおりです。  |
| 6   | 事業範囲                 | 3    | 1 | 1 | 7   | コ |      |   | 「本事業に必要な既設設備の撤去」とあります。撤去機器のPCB含有有無などは、既設納入メーカーに調査頂く必要がありますが、その際は大阪市様経由で既設納入メーカーに問い合わせ頂くことでよろしいでしょうか。  | 事業者にて確認を行っていただきます。  |
| 7   | 施設の停止期間              | 3    | 1 | 1 | 8   | ア | (ア)  |   | 「事業者の提案によりこれ以前に停止することも可能とする。」とあります。停止させる条件は「汚泥処理に必要な能力が確保され、下水処理に影響を与えない範囲」であるとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 8   | 施設の停止期間              | 3    | 1 | 1 | 8   | ア | (ア)  |   | 「事業者の提案によりこれ以前に停止することも可能とする。」とあります。停止の期間や停止させる設備は、汚泥処理に必要な能力が確保され、下水処理に影響を与えない範囲であれば、事業者の提案で停止させることが可能との理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 9   | 事業者の収入               | 4    | 1 | 1 | (9) |   | ア(ア) |   | 「各年度の支払いは・・・市が認定した額の10分の9を上限とする。」との記載がございますが、実際の出来高を100%とすると、貴市から事業者への支払額ならびに交付金申請額は90%となり、実態と異なる明細を事業者は作成し、貴市は当該内容をもって国への交付金申請を行うこととなります。実態と乖離しないよう、本規定を削除していただいた方がよろしいかと存じます。ご検討のほどよろしくお願いいたします。  | ご意見として確認しました。   |

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 実施方針に関する質問・意見 回答

| No. | タイトル            | 当該箇所 |    |   |     |   |     |   | 質問  | 回答 |
|-----|-----------------|------|----|---|-----|---|-----|---|---|----|
|     |                 | 頁    | 第  | ● | (○) | ○ | カナ  | 英   |   |    |
| 10  | 設計業務及び建設業務に係る対価 | 4    | I  | 1 | (9) | ア | (ア) | 入札公告時において、各会計年度の貴市の予算はお示しいただけるという理解でよろしいでしょうか。<br>お示しいただけない場合、事業者が提案した各会計年度の出来高予定額が貴市の予算を上回った時は、貴市の予算が優先されるという理解でよろしいでしょうか。<br>または事業者の提案した各会計年度の出来高予定額にあわせて、貴市が各年度の予算を設定される方針でしょうか。<br>提案時にSPCの財政収支計画を提出することになると想定しており、SPCの収入見通しを明確にしたい主旨で質問させていただきました。 | 入札公告で、市が想定する全体金額に対する年度毎の出来高比率をお示しします。   |    |
| 11  | 設計業務及び建設業務に係る対価 | 4    | I  | 1 | (9) | ア | (ウ) | 「施設が完成し、・・・市へ施設所有権の移転が完了した際に」とあります。<br>これは最後に完成した施設の引渡しを行うタイミングという理解でよいでしょうか。   | 最後に関わらず、完成した施設の引渡しを行うタイミングとします。   |    |
| 12  | 維持管理・運営業務に係る対価  | 4    | I  | 1 | (9) | イ |     | 「最大4回/年の範囲で支払う」とあります。貴市の都合で4回未満/年になることもあるのでしょうか。<br>または支払い頻度については事業者の提案によるという理解でしょうか。<br>提案時にSPCの財政収支計画を策定する必要があるためご確認しています。  | 維持管理・運営業務に係る対価は、4回/年を上限としてお支払いします。<br>詳細は、入札公告でお示しします。                        |    |
| 13  | 交付金受領に必要な資料     | 4    | I  | 1 | 9   | ア |     | 「事業者は、市が国の交付金を受領できるように必要な資料の作成等の協力を行うこととする。」とのことですが、ご想定に必要な資料の内容と交付申請時期をご教示ください。  | 交付申請の際に必要な資料に関する詳細は、入札公告でお示しします。また、交付申請時期は、令和5年度下旬を予定しております。                  |    |
| 14  | 事業者の収入          | 4    | I  | 1 | 9   | イ |     | 事業範囲外の影響で維持管理作業等が提案より増加した場合は、本事業者と大阪市様と協議の上、大阪市様にて負担頂けるものと考えて宜しいでしょうか。  | 「実施方針 別紙1 リスク分担表」(P23)に基づいた上で、協議によります。  |    |
| 15  | 特定事業の選定基準       | 5    | I  |   | (1) | イ |     | 「市の財政負担が同一の水準にある場合においても～」と記載がございますが、貴市の想定する財政負担水準は、特定事業の選定及び公表において、公表されますでしょうか。   | 特定事業選定において、市の財政負担水準をお示しする予定はありません。  |    |
| 16  | 特定事業の選定基準       | 5    | I  | 2 | (1) | ア |     | 「事業期間を通じた市の財政負担の軽減が期待できること」との記載がございますが、特定事業の選定及び公表において、VFMが公表されることと思えます。実際に本事業を実施し、想定したVFMが達成されなかった場合には、要求水準未達とみなされ、令和3年12月付 実施方針P.14「第III章 3 事業の実施状況の監視および改善要求措置」に記載のサービス対価の減額につながることはあるのでしょうか。  | VFMは、要求水準事項ではありません。事業の実施状況の監視および改善要求措置に関する詳細は、入札公告でお示しします。                    |    |
| 17  | 選定方法            | 5    | I  | 2 | (2) | ア |     | 「市の財政負担見込み額の算定に当たっては、・・・評価を行う。」とあり、実施方針(案)の質問に対する回答No.41には「PSCの詳細内訳などは、公表を予定しておりますが、入札等において正当な競争が阻害される項目については、公表しないことがあります。」とあります。<br>正当な競争が阻害されることのないタイミングである事業者選定結果の公表時には、PSCの詳細内訳が公表される予定という理解でよろしいでしょうか。  | 事業選定結果の公表時に、PSCの詳細内訳を公表する予定はありません。<br>事業者選定結果に関する詳細は、入札公告でお示しします。             |    |
| 18  | 募集及び選定の方法       | 6    | II | 1 |     |   |     | 総合評価一般競争入札方式とあります。<br>入札公告時に予定価格は公表されないという理解でよろしいでしょうか。<br>その場合、全ての入札参加者の入札額が非公表の予定価格を上回った場合の措置について教えてください。   | 入札公告時の予定価格の公表については、ご理解のとおりです。全ての入札参加者の入札額が非公表の予定価格を上回った場合の措置の詳細は、入札公告でお示しします。 |    |
| 19  | 募集及び選定の方法       | 6    | II | 1 |     |   |     | 本入札において、最低制限価格は設定されるという理解でよろしいでしょうか。  | 入札に関する詳細は、入札公告でお示しします。  |    |
| 20  | 募集及び選定の方法       | 6    | II | 1 |     |   |     | 本入札において、低入札調査制度は適用されるという理解でよろしいでしょうか。   | 入札に関する詳細は、入札公告でお示しします。  |    |
| 21  | 募集及び選定スケジュール    | 6    | II | 2 |     |   |     | 「下水汚泥等の譲与について」が公表になり、令和4年1月4日～3月31日までに1回の譲与の機会を与えていただいているものと認識しています。<br>汚泥性状等の年間変動を確認したいため、令和4年4月の入札公告以降においても複数回の譲与の機会をいただきたくご検討をお願いいたします。  | 入札公告以降についても、複数回の下水汚泥等の譲与を可能とします。詳細は入札公告でお示しします。                               |    |

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 実施方針に関する質問・意見 回答

| No. | タイトル                 | 当該箇所 |    |   |     |   |     |   | 質問   | 回答   |
|-----|----------------------|------|----|---|-----|---|-----|---|--|--|
|     |                      | 頁    | 第  | ● | (○) | ○ | カナ  | 英 |  |  |
| 22  | 募集及び選定スケジュール         | 6    | II | 2 |     |   |     |   | 貴市HPにおいて、下水汚泥等の譲与についてお示しいただきました。この10.遵守事項では「下水汚泥等の分析結果等は譲与申込書に記載した「分析結果を共有する企業」以外に共有してはならない。」とあります。<br>将来的にコンソーシアムを組成する企業間においては技術検討のために分析結果を共有することが必要となるため、将来的に分析結果を共有する企業が現れた場合は、本譲与申込書に追記し貴市に提出することで分析結果を共有することをお認めいただけるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。   |
| 23  | スケジュール               | 6    | II | 2 |     |   |     |   | 「入札説明書等に関する質問及び意見等の受付・回答」は「令和4年5月中旬」とあります。5月以降も質問は可能でしょうか。   | 入札説明書等に関する質問及び意見等の受付・回答の詳細は、入札公告でお示しします。   |
| 24  | スケジュール               | 6    | II | 2 |     |   |     |   | 提案書提出後に対話会、プレゼン等、大阪市様に説明する機会がスケジュールに記載がありません。そのような機会は無いということでしょうか。   | PFI検討会議委員に向けての説明会を予定しています。<br>詳細は入札公告でお示しします。  |
| 25  | スケジュール               | 6    | II | 2 |     |   |     |   | スケジュールに現地調査の記載がありませんが、入札公告後に再度の現地調査をさせていただくことは可能でしょうか。   | 入札公告後に現地見学会の機会を設ける予定です。詳細は入札公告でお示しします。   |
| 26  | SPCの本店所在地            | 7    | II | 3 | (1) | オ |     |   | 実施方針（案）の質問回答No.52では「使用条件を満たせば舞洲スラッジセンターもしくは平野下水処理場内に設置することは可能です。使用条件については、要求水準書（案）でお示すする予定です。」とあります。<br>要求水準書（案）でご提示している箇所があれば該当箇所をお示しいただきたくお願いします。  | SPCの本店所在地は、舞洲スラッジセンターもしくは平野下水処理場内に設置することは出来ません。SPCの本店所在地は、大阪市内に設置することとします。   |
| 27  | SPCへの出資割合            | 7    | II | 3 | (1) | キ |     |   | 「代表企業のSPCへの出資割合は、構成員中、最大としなければならない」とあります。<br>代表企業の出資割合は51%以上という理解でよろしいでしょうか。   | 構成員中最大であれば、51%以上である必要はありません。   |
| 28  | SPCから直接業務を受託・請負をする企業 | 7    | II | 3 | 1   |   | イ   |   | SPCから直接業務を受託・請負をする企業は、構成企業と協力企業以外でも可能でしょうか。<br>具体的には、構成企業で構成される共同企業体へ受託・請負することは可能でしょうか。  | 構成企業で構成される共同企業体へ受託・請負することは可能とします。  |
| 29  | 参加資格要件               | 7    | II | 3 | 1   | ウ |     |   | 建設工事業者や維持管理従事者が使用する飲食、宿泊施設、タクシー企業等についても、SPCから直接発注する場合は協力企業とみなされるとの理解でよろしいでしょうか。  | ご質問の企業が、企業グループとして入札に参加する場合は、「実施方針II-3-(3)入札参加者の参加資格要件 ウ」(P10)を参照ください。  |
| 30  | 入札参加者の構成             | 8    | II | 3 | (1) | コ |     |   | 「参加資格確認基準日以降、事業提案書受付までの間、やむを得ない事情が生じた場合は、・・・追加及び変更を認めることがある」とあります。<br>事業提案書の受付以降に、落札者の決定までの間にやむを得ない事情が生じた場合は、代表企業以外の構成員及び協力企業について追加及び変更を認めることがあるという理解でよろしいでしょうか。   | 事業提案書の受付以降から落札者の決定までの間に構成員及び協力企業の追加及び変更は認めません。   |
| 31  | 協力企業の変更              | 8    | II | 3 | 1   |   | コ   |   | 参加資格確認申請書受付時点では、提案に向けた詳細検討を進めている途中段階であることから、少なくとも協力企業については参加資格確認申請書受付以降も変更をお認めいただけますでしょうか。   | 「実施方針 II-3-(1)入札参加者の構成 コ」(P8)のとおりとします。   |
| 32  | 入札参加者の制限             | 9    | II | 3 | (2) | ク |     |   | 「人事面において関連がない」とあります。<br>これはp.7と同様で「一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねていない」という理解でよろしいでしょうか。   | 「実施方針 II-3-(1)入札参加者の構成 ケ(ア)(イ)(ウ)」(P7)に該当しないこととします。  |
| 33  | 入札参加者の参加資格要件         | 10   | II | 3 | (3) | ア | (ウ) |   | 汚泥再資源化施設の参加資格要件として、「処理能力は14.3t-DS/日以上の履行実績」とあります。<br>一方で、先の要求水準書(案)18頁では「75t-WET/日以上の施設規模の導入実績を有するもの」と記載があります。<br>本事業を安定運営するためにより大規模な実績を問うことを目的としており、「処理能力14.3t-DS/日かつ75t-WET/日以上」の履行実績を求めるとの理解でよろしいでしょうか。                                 | 「要求水準書(案)2-4-4-3資源化処理方式」(P18)に示している「75t-WET/日以上の施設規模の導入実績を有するもの」は、技術方式に係る導入実績です。<br>II-3-(3)入札参加者の参加資格要件(P9)の「処理能力は14.3t-DS/日以上の履行実績」は、元請として自社にて設計・建設（建設中を除く）の履行実績を求めています。 |

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 実施方針に関する質問・意見 回答

| No. | タイトル                    | 当該箇所 |     |   |     |   |     |   | 質問   | 回答  |
|-----|-------------------------|------|-----|---|-----|---|-----|---|--|---|
|     |                         | 頁    | 第   | ● | (○) | ○ | カナ  | 英 |  |   |
| 34  | 入札参加者の参加資格要件            | 10   | II  | 3 | (3) | ア | (ウ) |   | 汚泥再資源化施設の参加資格要件として、「汚泥焼却、汚泥溶融、汚泥炭化、汚泥乾燥」の実績を求められていると見受けられます。<br>これは長期的な事業安定性の観点から、本事業にて提案を予定している汚泥再資源化方式の実績を有することが入札参加者の参加資格要件という理解でよろしいでしょうか。<br>汚泥焼却実績のみを保有している参加者は、汚泥溶融などその他システムを提案できないという理解でよろしいでしょうか。 | 本事業にて提案を予定している汚泥の資源化処理方式の実績を有することが入札参加者の参加資格要件では有りません。汚泥焼却実績のみを保有している参加者でも、その他システムを提案することは可能です。 |
| 35  | 入札参加者の参加資格要件：イ維持管理・運営企業 | 10   | II  | 3 | 3   | イ | イ   |   | 「～また、共同企業体での履行実績、公共下水道、流域下水道で設立されたSPCから直接請け負った実績も認める。」とありますが、共同企業体の場合は、代表者としての実績に限るとの理解でよろしいでしょうか。   | 共同企業体の場合は、代表者としての実績は求めません。  |
| 36  | 落札者の決定                  | 11   | II  | 4 | 2   |   |     |   | 入札参加者が1グループのみである場合においても、提案の審査及び落札者決定は行われるという理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 37  | 著作権                     | 11   | II  | 4 | (5) |   |     |   | 「当該入札参加者に確認の上、その一部又は全部を無償で使用できる。」とあります。<br>入札参加者が合意した範囲を使用できるという理解でよろしいでしょうか。<br>貴市の情報公開条例第7条2項の主旨をふまえて質問するものであり、競争上の地位を害するおそれのある内容は非公開情報としてお取り扱いいただきたくお願いします。   | ご理解のとおりです。  |
| 38  | SPCの株式保有                | 12   | II  | 5 | 2   |   |     |   | 事業期間中における構成企業間でのSPCの株式保有比率の変更をお認めいただけますでしょうか。<br>具体的には、設計・建設業務と維持管理・運営業務では、事業内容と業務期間が大きく異なることから、設計・建設業務から維持管理・運営業務に業務主体が移行する段階で、各構成企業の出資比率の変更をお認めいただけますでしょうか。  | 事業期間中の株式保有比率の変更については、市と協議の上、合理的な理由があると認める場合には可能とします。ただし、代表企業が最大の出資割合である必要があります。                 |
| 39  | SPC設立                   | 12   | II  | 5 | 2   |   |     |   | SPCに社員を在籍させる必要はございますか。在籍が必要な場合、労働契約・保険等の手続きが煩雑となるため、構成企業からの在籍出向をお認めいただけますでしょうか。  | 「要求水準書（案）2-4-10-(1)統括管理責任者の配置」（P25）に規定する統括管理責任者は、構成員に直接雇用されたSPCの従業員となります。                       |
| 40  | SPC設立                   | 12   | II  | 5 | 2   |   |     |   | 設立するSPCには建設業許可は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 41  | 契約保証金の納付等               | 14   | III | 2 | (2) |   |     |   | 但し書き以降につき、保険会社発行の履行保証保険による納付で代替できるとの記載がございしますが、金融機関発行の銀行保証による納付でもよろしいでしょうか。  | 契約保証金に関する詳細は、入札公告でお示しします。   |
| 42  | 契約保証金の納付等               | 14   | III | 2 | (2) |   | イ   |   | 維持管理・運営期間中の契約保証金については、保険会社・金融機関いずれも、複数年での保証は不可で、年度毎の保証のみとなります。その点を考慮した上で、入札公告時に条件が示されると理解してよろしかったでしょうか。  | 質問No.41を参照ください。   |
| 43  | 契約保証金の納付等               | 14   | III | 2 | (2) |   |     |   | 実施方針（案）の質問回答No.82において、「維持管理・運営業務期間中の契約保証金額については、民間事業者に過度な負担とならないよう、配慮する」とあります。<br>維持管理・運営業務期間中の契約保証金については年度毎の付保とするという理解でよろしいでしょうか。   | 質問No.41を参照ください。   |
| 44  | 維持管理・運営期間中の契約保証金        | 14   | III | 2 | 2   |   | イ   |   | 維持管理・運営業務において、20年間の長期契約を一括で保険付保すると保険料がかなりの高額になることが想定されます。<br>したがって、毎年、当該年の維持管理・運営業務分を1年ずつかけた方が発注者・事業者双方とも費用削減になると考えますが、保険の掛け方に指定はありますでしょうか。  | 質問No.41を参照ください。   |
| 45  | 維持管理・運営期間中の契約保証金        | 14   | III | 2 | 2   |   | イ   |   | 「維持管理・運営業務に係る対価の100分の10以上とする。」とのことですが、各年度の保証額は、当該単年度の契約額と考えてよろしいでしょうか。   | 質問No.41を参照ください。   |
| 46  | 契約保証金の納付等               | 14   | III | 2 | 2   |   | イ   |   | 「維持管理・運営期間中の契約保証金は、維持管理・運営業務に係る対価の100分の10以上とする」と記載ありますが、1年あたりの同種の履行実績・受注実績等により免除措置を取って頂けるものと考えて宜しいでしょうか。   | 質問No.41を参照ください。   |

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 実施方針に関する質問・意見 回答

| No. | タイトル               | 当該箇所 |     |   |     |   |    |   | 質問  | 回答  |
|-----|--------------------|------|-----|---|-----|---|----|---|---|---|
|     |                    | 頁    | 第   | ● | (○) | ○ | カナ | 英 |   |   |
| 47  | 事業の実施状況の監視及び改善要求措置 | 14   | III | 3 |     |   |    |   | 「要求水準が達成されていないことが判明した場合、・・・維持管理・運営費及びその他の費用を減額することができる。」とあり、一般的なペナルティに該当する主旨と推測します。これとは逆に、要求水準や提案内容を上回り貴市への貢献が大きいことが判明した場合にボーナスポイント（ペナルティポイントと相殺可能）を付与する制度設計をご検討いただきたく願います。これにより事業者の業務改善に関するインセンティブが働くことになると思料します。                  | ご意見として確認しました。   |
| 48  | 施設の完成検査            | 15   | III | 4 | ア   |   |    |   | 部分引渡しの場合、すべての施設が完了していません。部分引渡しの完成検査は、引渡し部分の要求水準を満足する検査とされるのでしょうか。部分引渡しの方針についてご教示下さい。  | ご理解のとおりです。複数の施設を順次建設し、順次完成した施設の所有権を市へ引き渡す前に完成検査を行います。 |
| 49  | 業務の履行の検査等          | 15   | III | 4 |     | ア |    |   | 「市は施設の引き渡しを受ける前に、事業契約に～」とあります。引き渡しとは事業期間内の維持管理・運営への移行時との認識でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 50  | 保険                 | 15   | III | 5 |     |   |    |   | 令和3年5月31日に掲載された実施方針（案）に関する質問・意見回答のNo.94にて、保険の詳細は、入札公告で示すとご回答いただきましたが、火災保険や地震保険等は昨今の天災の影響もあり、保険料が高騰しております。よって、事業費の高止まりも懸念されることから、「市が定める基準以上」について過度な基準にならぬよう考慮いただきたく、重ねてお願い申し上げます。  | ご意見として確認しました。   |
| 51  | 本事業の対象施設の規模        | 18   | IV  | 3 |     |   |    |   | 「なお、参考として想定される発生汚泥量及び主な汚泥の性状、これまでの処理実績の詳細は入札公告時に示す。」とあります。ここでいう汚泥の性状の処理実績の変動範囲を超過するいかなる性状においても、コスト精算協議の対象であるという認識でよろしいでしょうか。また、貴市にて把握されていない性状が有効利用先の受入基準を満足できない場合においても同様にコスト精算協議の対象であるという認識でよろしいでしょうか。                              | ご意見として確認しました。   |
| 52  | 本事業の対象施設の規模        | 18   | IV  | 3 |     |   |    |   | 「なお、参考として想定される発生汚泥量及び主な汚泥の性状、これまでの処理実績の詳細は入札公告時に示す。」とあります。本事業にて整備する施設にて処理可能なものは処理いたしますが、要求水準に記載されている汚泥性状物質が要因で処理原単価の上昇、有効利用を行う上での費用上昇、有効利用が行えない場合の処理方式の変更における費用上昇等については、貴市のご負担と考えてよろしいでしょうか。  | 要求水準書（案）に示す汚泥性状の範囲は、事業者の負担とします。詳細は、入札公告でお示しします。       |
| 53  | 本事業の対象施設の規模        | 18   | IV  | 3 |     |   |    |   | 幅広い有効利用が可能な計画を立案しますが、万が一、原料とする汚泥性状が変動した（例えば、含有塩素や重金属等が要求水準を逸脱する）場合は、協議の上、産廃処分等を認めていただけますでしょうか。尚、その費用は貴市にてご負担いただけますでしょうか。  | 要求水準書（案）に示す汚泥性状の範囲を逸脱する場合は、市の負担とします。詳細は、入札公告でお示しします。  |
| 54  | 事業契約解除を行う際の措置      | 20   | IV  | 2 | 4   |   |    |   | 「上記（１）～（３）により事業契約を解除する場合、事業者が新たな事業実施者を確保する。」とのことですが、（２）は貴市の責めに帰すべき事由によるものであり、23頁の「別紙1 リスク分担表」の「共通 事業の中止・遅延」に記載の通り、事業実施者の確保や引継ぎに係る費用等は貴市の負担でよろしいでしょうか。また（３）は市又は事業者のいずれの責めにも帰さない事由によるものであり、協議の上、貴市・事業者双方での負担としていただけますでしょうか。           | 事業契約解除に関する詳細は、入札公告でお示しします。                            |
| 55  | 事業契約解除を行う際の措置      | 20   | VI  | 2 | (4) |   |    |   | (2) 貴市の責めに帰すべき事由または(3)いずれの責めにも帰さない事由により、事業契約を解除する場合に、事業者のみが本事業の継続義務を負うことは事業者にとって酷な条件です。この条件の場合、入札参加者は莫大なリスク費を計上することになり、事業費の高騰につながるため、何卒再考をお願いいたします。実施方針（案）の質問回答No.148においては「費用の負担割合等について、詳細は入札公告でお示しする予定です。」とあるため、あらためて質問させていただきました。 | 質問No.54の回答を参照下さい。                                     |

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 実施方針に関する質問・意見 回答

| No. | タイトル                        | 当該箇所 |      |   |     |   |    |   | 質問   | 回答  |
|-----|-----------------------------|------|------|---|-----|---|----|---|--|---|
|     |                             | 頁    | 第    | ● | (○) | ○ | カナ | 英 |  |   |
| 56  | 事業契約解除を行う際の措置               | 20   | VI   | 4 |     |   |    |   | 事業者の責、大阪市様の責に関係なく、また、そのいずれの責でない場合でも、事業契約を解除する場合、事業者が新たな事業実施者を確保するよう記載があります。<br>事業者の責によらない事業契約解除の場合は、大阪市様にて新たな事業実施者を探して頂くようお願い致します。   | 「実施方針 VI-2-(4)事業契約解除を行う際の措置」(P20)のとおりとします。  |
| 57  | 本事業において使用する言語               | 21   | VIII | 2 |     |   |    |   | 「本事業において使用する言語は、日本語とし」とあります。技術用語等で一般的に英語表記するものは、日本語以外を使用してもよろしいでしょうか。  | 一般的な名称等に用いる場合は、ご理解のとおりです。   |
| 58  | 住民対応リスクの負担                  | 23   | 別紙1  |   |     |   |    |   | 「市の提示条件や本事業の実施に対する地域住民の要望、訴訟等に関するもの(提案内容によるものを含む)」に対する負担者は大阪市様と記載されています。事業者による「提案内容によるものを含む」事が原因で住民対応リスクが顕在化したとしても、大阪市様がリスクを負担し、住民対応(説明、賠償など)をご対応して頂けるものとの理解でよろしいでしょうか。                              | 「市の提示条件や本事業の実施に対する地域住民の要望、訴訟等に関するもの(提案内容によるものを含む)」とは、市が提示した条件やPFI事業として実施したことに関する地域住民の要望、訴訟等を意味しており、事業者の提案が原因で住民対応リスクが顕在化した場合は、「実施方針別紙1 リスク分担表」(P23)にも記載のとおり事業者の負担とします。                    |
| 59  | リスク分担表<br>住民対応              | 23   | 別紙1  |   |     |   |    |   | 「事業者の実施する設計、建設、維持管理・運営による地域住民の要望、訴訟等に関するもの」は事業者のリスク負担との記載がございますが、事業者が要求水準ならびに提案内容を遵守している状態において地域住民から寄せられる要望や訴訟は、貴市の提示条件や本事業の実施に対しての要望、訴訟とみなされると理解しております。理解に相違がないか、確認をさせていただきたくお願いします。                | 事業者の提案内容に伴う地域住民から寄せられる要望や訴訟は、事業者の負担とします。  |
| 60  | 物価変動<br>事業期間中の物価変動(下降)によるもの | 23   | 別紙1  |   |     |   |    |   | 事業期間中の物価変動(下降)によるものについて、「※2 原則事業者の負担とするが、事業契約書に示す割合までは市が負担する」とのことですが、物価が下降した場合に事業者が負担者となる事例、また貴市が一部負担者となる事例について、想定事例を具体的にご教示ください。  | 物価変動については、上昇・下降とも、事業契約書に示す割合を超えた場合は、サービス対価の変更を行います。物価下降時に事業契約書に示す割合を超えた場合、その割合を超える部分は事業者の負担(サービス対価の減額)、その割合を超えるまでは市の負担となります。また、物価下降が事業契約書に示す割合を超えない場合は、その割合を超えるまで市の負担とします。詳細は入札公告でお示しします。 |
| 61  | 不可抗力                        | 23   | 別紙1  |   |     |   |    |   | コロナウイルスのような疫病の流行(緊急事態宣言等の国の対応を含む)による事業の遅延・中断、緊急対応による事業費増大などについても、不可抗力に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。<br>また、実施方針(案)の質問に対する回答No155において「・・・詳細は、要求水準(案)でお示しする予定です。」とあります。<br>要求水準書(案)でお示しいただいている箇所があれば該当箇所をお示しください。 | 不可抗力は、通常予見不可能な事象を対象とし、コロナウイルス等の感染症は、不可抗力に含まないものとするが、その判断については都度協議を行うこととします。<br>詳細は、入札公告でお示しします。   |
| 62  | 不可抗力                        | 23   | 別紙1  |   |     |   |    |   | 天災、暴動等の不可抗力には、COVID-19などの感染症も含まれるという理解で宜しいでしょうか。   | 質問No.61の回答を参照下さい。   |
| 63  | 測量・調査                       | 24   | 別紙1  |   |     |   |    |   | 事業者が実施した測量・地質調査等の不備によるリスクは事業者負担と記載されておりますが、事業者が実施した測量・地質調査等でも判明しなかった事象は、都度協議させて頂けるものと考えて宜しいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 64  | 用地                          | 24   | 別紙1  |   |     |   |    |   | 「予見不可能と合理的に判断される」とありますが、判断基準としては大阪市様より提示頂く公表資料や貸与資料で、視認できるか否かとの理解でよろしいでしょうか。   | 事業者が実施する測量・調査の結果や市が提示する資料などから協議の上で合理的に判断します。  |
| 65  | 設備の損傷                       | 24   | 別紙1  |   |     |   |    |   | 設備の損傷に関して、劣化による損傷は事業者負担となっております。<br>事業者が負担する範囲は、新設した設備または事業者判断で既設流用する設備のみという理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |